

## 自動車専用道路との連結の制限について

国土交通省 道路局 路政課

ある日曜日の昼下がり、都内の某カフェでランチを食べていた係員の道村君。

すると、今は関西で金融系の仕事をしている大学時代の友達道西くんとばったり再会しました。

道村 やあ、久しぶり。約1年ぶりの再会だね。今日は仕事か何かで東京に来ているの？

道西 久しぶりだね、道村君。明日、都内で商談があってその関係で東京に来ているんだ。ちなみに道村君は今、どんな仕事をしているの。

道村 そうなんだ。

僕は、道路に関する法令を扱っている部署で働いているよ。今は、自動車専用道路との連結の制限について勉強しているところなんだ。

道西 難しそうなことをやっているんだね。道路といえば、他の色々な施設とつながっているイメージだけれども自動車専用道路は違うのかい。

道村 うん。そもそも自動車専用道路制度は、自動車、自転車、歩行者等の混合交通により生じる様々な交通上の障害を防止し、交通安全の確保、高速化、円滑化等を図ることを目的としたものなんだ。仮に他の道路や施設が自由に自動車専用道路に連結してしまうと、こういった目的を実現できないことから、道路法第48条の4に掲げられている施設以外の施設は、自動車専用道路と連結させることができないとされているんだよ。

道西 なるほど。ちなみに、自動車専用道路と連結させることができる施設としては、具体的にはどのようなものが想定されているの。

道村 大きく分けて次の3つが連結対象施設として想定されているよ。

- ・道路法上の道路、一般自動車道、交通の用に供する通路その他の施設
- ・サービスエリアやパーキングエリア、ショッピングセンター等の施設
- ・サービスエリア等と自動車専用道路とを連絡する通路等の施設

**道西** サービスエリア等と自動車専用道路とを連絡する通路等の施設だけでなく、サービスエリアやパーキングエリア、ショッピングセンター等の施設それ自体が自動車専用道路と連結できる施設として想定されているんだね。

道村君、もう一つ聞きたいことがあるんだけど、連結対象施設を自動車専用道路と連結させようとする場合、その施設の管理者はどういう手続きを踏むことになるんだい。

**道村** 道西君、大学時代と変わらず、好奇心旺盛だね。自動車専用道路と連結させるときには、道路管理者の許可が必要となるんだ。ただし、連結対象施設の管理者が道路管理者である場合、許可ではなく、道路管理者相互の協議で足りるんだよ。

**道西** なるほど。でも、連結対象施設の管理者が道路管理者である場合には、道路管理者相互の協議だけで連結することができるのはなぜなんだい。

**道村** 道西君、質問が鋭いね。理由は2つあるよ。1つ目は、道路は全体としてネットワークを形成することによってその機能を十分に発揮するものと考えられていて、道路管理者相互の協議によつて連結対象施設を自動車専用道路と効率的に連結することは、道路のネットワークを形成することに寄与すると考えることができるからなんだ。2つ目は、道路管理者と道路管理者である連結対象施設の管理者は、自動車専用道路を適切に管理するという同じ行政目的を有しているから、許可という方式で施設を管理する道路管理者による道路の管理行為を規制することは適当でないと考えられるからなんだ。

また、道路管理者が協議に応じたり、連結許可をしたりする際には、次のような要件を満たす必要があるよ。

- その連結が自動車専用道路の効用を妨げないこと
- 連結位置に関する基準や施設の構造に関する技術的基準に適合していること

**道西** こういった要件を満たしていれば、自動車専用道路制度の実効性を担保できるというわけだね。道村君の話を聞いていると、道路行政への興味がどんどん湧いてきたよ。

**道村** そういってくれると僕も嬉しいよ。また今度、道西君の仕事の内容についても詳しく聞かせてね。

**道西** もちろんだよ。今日は色々な話を聞かせてくれてありがとう。

## 【参照条文】

### ○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

#### （自動車専用道路との連結の制限）

**第四十八条の四** 次に掲げる施設以外の施設は、第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）と連結させてはならない。

- 一 道路等（軌道を除く。次条第一項及び第四十八条の十四第二項において同じ。）
- 二 当該自動車専用道路の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該自動車専用道路を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設
- 三 前号の施設と当該自動車専用道路とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの（第一号に掲げる施設を除く。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該自動車専用道路の道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあつては、政令）で定める施設

#### （連結許可等）

**第四十八条の五** 前条各号に掲げる施設の管理者は、当該施設を自動車専用道路と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは国土交通省令で定めるところにより当該自動車専用道路の道路管理者の許可（以下「連結許可」という。）を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。

- 2 自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあつては当該交差が第四十八条の三ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができる。
  - 一 前条第一号に掲げる施設 当該連結が当該自動車専用道路の効用を妨げないものであること。
  - 二 前条第二号から第四号までに掲げる施設 政令で定める連結位置に関する基準及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。
- 3 連結許可を受けた前条第二号から第四号までに掲げる施設の管理者は、当該施設の構造について変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の許可について準用する。